

世界へのプレゼントになろう
Be a gift to the world

RI会長 K.R.ラビンドラン

まるがめ

週報

2016.6.16
Vol.53
№47
(2616)会員数 59名
欠席者出席者42名・欠席者17名・免除会員4名
秋山・天野・麻田・藤井・池田・石合・和泉享・加内・真鍋・松山
森・中西・中野昌・野口・橘・竹内・谷本-会員来訪者
前々回出席率

72.72%(6/2)

MARUGAME ROTARY CLUB WEEKLY

 会長 大西 和彦
幹事 齋賀 護
会報委員長 曾川 泰廣

お知らせ

- ∴ 6月のプログラム
 - 2 (No.1)-新入会員歓迎会
 - 9 (No.2)-役員委員長年度報告
 - 16 (No.3)-会員卓話
 - 23 (No.4)-新旧委員会引継
 - 30 (No.5)-納会

- ∴ 他RC例会変更
 - 善通寺 6/22 夜間例会
 - 丸亀東 6/14→6/19 港湾清掃
 - 6/28 納会

- ∴ ニコニコBOX;
 - 本年度、ニコニコ・がんばるBOX
 - ありがとうございました
 - 山内光君
 - 馬場会員に久々にお会いして
 - 大西和彦君

<ニコニコ会計累積/¥505,000>

- ∴ がんばるBOX;
 - 早退します
 - 夏見君

<がんばる会計累積/¥385,640>

例会場・事務局

丸亀市塩飽町50-3 丸亀プラザホテル内

■会長挨拶

平成28年6月10日(金)に香川第二分区の会長幹事引継ぎ会がありました。37名の参加でした。その全員が発表をするため、一人の持ち時間は1分間でした。私は、丸亀ロータリーの昼間の例会出席率は80%ほどですが、夜間例会の二次会の出席はいつも例会が成立する会員が参加します。と会員の仲の良さをアピールしました。齋賀幹事は50年出席100%の会員が丸亀ロータリーにはいます。とアピールしました。山内次期会長は目に見えるロータリー活動を行いますと立派なアピールをしていました。谷本次期幹事は香川第二分区のクラブとしてかげながらガバナークラブを支えます。と発表しました。二次会は個人的に琴平さんとグレースへ行く予定でしたが、急遽全員に声をかけることとなりました。予想外の18名もの参加があり、私が「さそう」のビルの4階グレースを予約していたのですが、人数が多くなりすぎて5階のラッシュへ変更しました。私が二次会を設定したということで、二次会の挨拶をさせていただき、丸亀ロータリー会員の仲の良さを再びアピールしました。二次会に来られた皆さん素晴らしい方々ばかりで、良いお話をたくさん聞かせていただいて人生勉強の参考になりました。竹内直前会長、本年度の会長に私を選んでいただきありがとうございます。

夏見会員の地区大会報告のこと次期前田ガバナーにきちんと報告しました。また、坂本次期ガバナー補佐の計画の話ですが、次期IMIには観音寺会館が出来る6月頃に〇〇〇〇を講師として呼ぼうと日程交渉中とのことです。

■会長報告

- ①会長幹事引継ぎ会がありました

■委員会報告

- ①夏見環境保全委員長より、港湾清掃の参加について

■例会事業;会員卓話;馬場会員

超高齢化社会における消費者保護対策

東京オリンピック当時は、65歳以上の高齢者は、全人口の6%程度であったが、昭和60年ころには10%を超えた。平成7年の65歳以上の高齢者は全人口の14.5%であったが、平成12年には17.5%となり、平成17年には、20%を超えた。

平成27年9月20日、総務省統計局が65歳以上の「高齢者の人口」について取りまとめた統計を発表した。

それによれば、

65歳以上の男女の総人口は3384万人で、高齢者の総人口に占める割合は26.7%と過去最高になっている(平成27年9月20日現在推計)。

80歳以上の人口が初めて1000万人を超える。



(裏へ続く)

2016.6.16

Vol.53

No47

(2616)

悪徳商法に対し、被害者保護のための法制度の主要なもの。

1 成年後見制度

2 特定商取引に関する法律(旧称・訪問販売法)

(1) クーリング・オフ権の行使(9条、40条、48条)

連鎖販売取引以外は、書面交付の日から8日以内は無理由・無条件で契約を解除できる。発信主義。

(2) 特定継続的役務提供等契約の中途解約権と違約金の制限(49条2項)

クーリング・オフ期間経過後は、将来に向かって中途解約できることを確保し、違約金の上限が設けられている。違約金の上限は強行規定。

契約の種類 役務提供開始前 役務提供開始後(低い額)

エステティック 2万円 2万円又は契約残額の10%相当

語学教育 1万5千円 5万円又は契約残額の20%

家庭教師等 2万円 5万円又は1か月分の対価

学習塾 1万1千円 2万円又は1か月分の対価

(3) ネガティブ・オプション(59条)

購入の申込みをしていない者に一方的に商品を送り付け、相手方からの商品の返送又は購入しない旨の通知がない限り勝手に購入の意思ありとみなしてその代金の請求をすること。

一定期間経過後(商品の送付の日から14日、商品の引取請求の日から7日)は、勝手に処分できることにした。販売業者の商品返還請求権は消滅する。商品の種類を問わない。

■次週例会プログラム:新旧委員会引継